

自然災害に備える!

「水災」「風災」には火災保険の補償、「地震」には地震保険で備えることが重要です。

「火災保険」



風水害による損害の補償を

近年は、超大型台風による被害が各地で相次ぎ、風水害の補償の重要性が増しています。ご自分の火災保険は、台風被害等による「水災」「風災」が補償対象になっていますか？

「水災」とは、台風や暴風雨、豪雨などによる洪水や土砂崩れなどによる災害のことを言います。令和3年7月に梅雨前線に伴う豪雨により発生した静岡県熱海市の土砂災害も、この水災にあたります。また、都市部では集中豪雨の際に、大量の雨水がマンホールから地上にあふれ、浸水被害にあうこともあります。床上浸水になれば、住宅だけでなく家財にも大きな被害が及びます。

こうした水災で住宅や家財が損害を受けたときに、住宅・家財のいずれにも火災保険の水災補償があれば、修理費や新しく家財を買い直す費用まで補填することができます。

いざという時のために、**住所地の災害リスクをハザードマップで確認し、今の契約に水災補償がついているか、最大の補償額がいくらかを確認**しましょう。

「風災」とは、突風、暴風、竜巻等の強い風による災害のことを言います。暴風で自宅の屋根が飛んだ場合だけでなく、令和元年9月に台風15号の暴風により発生した千葉県市川市のゴルフ場鉄柱倒壊事故による被害も、風災にあたります。

「水災」「風災」などの自然災害の被害が年々増加しています。災害などにより自宅に被害を受けて建て直すことになると、実態より少額の保険金額では、現状回復は困難になります。住宅再建費用に相当する**再調達価格**（現在の建築費などをもとに算出した住宅等の再築および再取得に必要な金額）になっているか確認しましょう。また定期的に保険金額の見直しも行いましょう。

「地震保険」



地震による損害の補償を

地震で発生した火災や、津波による被害は、火災保険では補償されません地震による災害の備えのために、火災保険とセットで加入することを検討しましょう。

地震はいつ起きるか分かりません。大地震では被害が甚大になるため、民間の保険会社だけでは補償責任を負えない可能性があります。そのため**地震保険は法律に基づき、政府と民間の保険会社がともに保険金支払い責任を負う、官民一体の制度として設計されており、所在地や建築構造などが同じならどの**

保険会社と契約しても補償額、保険料は同じです。

地震保険は、地震による損害を全て補償する保険ではありません。保険金額は火災保険で設定した金額の30～50%が上限に設定されています。地震保険は火災保険と違い、被災したときに生活を再建するためのサポートを行うことを目的としているため、修理費の補償ではなく**「全損・大半損・小半損・一部損」**の区分に応じた保険金の支払いとなります。

新宿区洪水ハザードマップ(洪水避難地図)

●新宿区洪水ハザードマップとは？

大雨による河川の増水や雨水による浸水の予測結果(平成30年3月東京都作成)に基づいて、新宿区内で予想される浸水範囲とその程度や、各地域の避難所等を示した地図です。

対象とした降雨は、想定最大規模降雨(総雨量690mm・時間最大雨量153mm)によるものです。洪水の予想される区域やその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化、河川や下水道の整備状況により変化しています。そのため、大雨のときに、常にこのような浸水が発生するということはありませんが、十分に注意してください。地図上に地域の避難所を表示していますので、日ごろから経路の確認をお願いします。

大雨の際には、区から避難指示等が出る場合もありますので、

各種情報には十分注意を払いましょう。

新宿区では、区内の気象情報や河川の情報をホームページや携帯電話で閲覧できるサービスを行っておりますので、いざという時に備えて、活用しましょう。

●洪水ハザードマップ配布場所

危機管理課(本庁舎4階)、新宿区立防災センター、各特別出張所、道路課(本庁舎7階)、建築指導課(本庁舎8階)で配布しています。



火災保険 (自然災害補償) の 注意点!

- 自宅の災害リスクを新宿区洪水ハザードマップで確認。
- 水災補償・風災補償がふくまれているか内容を確認。
- 地震保険が付帯されているか。
- どんなとき、どの程度保険金が受け取れるか。
- 保険金額は再調達価額での契約か。
- 家財が保険対象に含まれているか。

消費者トラブルひとりで悩まず、
すぐ相談
消費者ホットライン ☎188



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

参考資料

新宿区洪水ハザードマップ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/anzen/htdocs/>
国民生活センター 「くらしの豆知識 2021」 災害に備える
国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202008_06.pdf

令和2年度 消費生活相談の概要

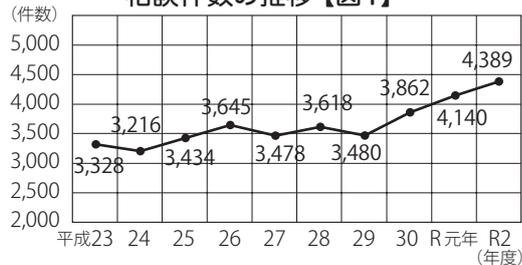
令和2年度の相談は、上半期は新型コロナウイルス関連の相談が多く寄せられました。マスクやアルコール消毒液が買えない、旅行・結婚式場等のキャンセル料に関する相談、スポーツジムや教室の閉鎖期間分の月会費を返金して欲しい、退会したいが連絡が取れないという相談が目立ちました。下半期は新型コロナウイルス関連の相談は減少しましたが、家の滞在時間が増えたことによる通信販売、特に定期購入の相談が増えました。また、心当たりのない物が外国から送られてきた。宅配業者や大手通販サイトを騙ったSMSが来て、つい返信してしまった。副業や投資で簡単に稼げるという広告に乗せられ、高額な情報商材を購入してしまった。自宅でパソコンを操作していたら、突然ウイルスに侵されているという表示が出て、セキュリティの契約をしてしまった等、インターネット関連の相談が目立ちました。一方で、トイレの詰まり修理にかかる高額な請求に関する相談も増えました。



1. 相談件数【図1】

令和2年に消費生活センターに寄せられた相談は4,389件で、前年度の4,140件に比べ249件（6.0%）の増加となりました。増加の原因は、令和元年までにはなかった新型コロナウイルス関連の相談が上乘せされたこと、外出ができないために家の中でインターネットを見る機会が増え、通信販売の相談件数が増えたことが挙げられます。

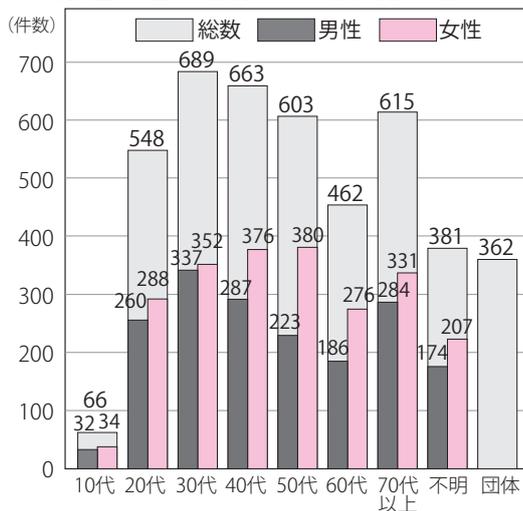
相談件数の推移【図1】



2. 相談当事者の性別、年代別内訳【図2】

契約当事者の年代別相談件数を見ると、「30代」が最も多く689件で、以下多い順に「40代」663件、「70代以上」615件、「50代」603件となりました。男女別では、男性からの相談は1,783件、女性からの相談は2,244件でした。

相談当事者の性別、年代別内訳【図2】



3. 相談内容と特徴【図3】

最も多い相談は「レンタル・リース・貸借」で450件（前年度比112.5%）でした。中でも賃貸アパート・マンションに関わる相談の多くは退去時の原状回復費用に関する相談でした。第2位は「商品一般」289件（前年度比65.8%）で大きく減りました。商品が特定されない消費料金の架空請求や不審なメールや電話、不用品の買い取り、海外から差出人不明で身に覚えのない物が届いた等のトラブルでした。第3位は「放送・コンテンツ」で285件（前年度比96.3%）でした。サクラサイトと思われる出会い系サイトの不当請求、大手通販サイト事業者を騙った架空請求、ウイルスに感染したという警告表示により不要なウイルス対策ソフトを契約させられたなどの相談が寄せられました。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）がきっかけで「副業や投資で高額な収入を得るためのノウハウ」をうたう情報商材やオンラインゲームの相談が入りました。第4位は「役務その他」213件（前年度比102.4%）で、不動産仲介サービスや、広告と異なる高額な請求をされた鍵の解錠サービス、廃品回収サービスの相談となっています。第5位の「健康食品」200件（前年度比102.6%）と第7位の「化粧品」139件（前年度比121.9%）は、インターネットの通信販売で、お試しのつもりが定期購入だった。解約の手続きには電話連絡が必要だが、電話が繋がらない。SNSで解約の手続きをするように指示されたが、SNSのやり方がわからないという相談が多く寄せられました。

相談受付件数の多い商品・役務分類【図3】

順位	商品・役務分類	R2年度	R元年度	増減	対前年度比	主な内容
1	レンタル・リース・貸借	450	400	50	112.5%	賃貸アパートの修理費や敷金等の返金、車や晴れ着のレンタル等
2	商品一般	289	439	-150	65.8%	商品が特定されない消費料金の架空請求、不審なメールや電話、不用品の買い取り等
3	放送・コンテンツ等	285	296	-11	96.3%	コンテンツ利用料にかかる架空請求、アダルト情報サイトの不当請求、テレビ放送サービス等
4	役務その他	213	208	5	102.4%	便利屋、パソコンウイルス駆除サービス、廃品回収サービス、不動産仲介サービス等
5	健康食品	200	195	5	102.6%	健康食品の定期購入、ダイエット食品、栄養補助食品等
6	移動通信サービス	156	136	20	114.7%	携帯電話・スマートフォン等の通話料や付帯サービス、モバイルデータ通信契約等
7	化粧品	139	114	25	121.9%	化粧品の定期購入、化粧品セット、化粧クリーム、脱毛剤、シャンプー等
8	インターネット通信サービス	122	129	-7	94.6%	光ファイバー、プロバイダー契約等
9	教室・講座	116	116	0	100.0%	スポーツ・健康教室、ビジネス教室、タレント・モデル養成教室等の休会・退会
10	紳士・婦人洋服	114	79	35	144.3%	インターネット通販での商品未着、イメージ違い、不良品、ニセ物等

(単位: 件)

新型コロナウイルス関連

令和2年度に消費生活センターに寄せられた新型コロナウイルス関連の相談は、427件でした。令和2年2月頃から入り始めましたが、4月の相談件数をピークに、徐々に減少していきました。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により来所相談も中止になる等、相談員の現場も忙しい日々でした。インターネット関連とインターネットによる通信販売の相談が増え、今後もこの傾向はますます拡大していくと思われます。消費者には、機器やコンテンツの使いこなし、契約内容の確認、情報リテラシーが一層求められることになりそうです。

成年年齢が引き下げられます。

民法が改正され、令和4年4月1日から18歳になると成年になります。成年になると、保護者の同意なしに様々な契約ができるようになり、未成年者取消権が認められるのも17歳までになります。「18歳から大人」として行動できるようにしましょう。



18歳になったらできること

- クレジットカードが作れる。
- ローンを組むことができる。
- 10年有効パスポートを作れる。
- 携帯電話を契約できる。

いつから成年になるの？

生年月日	成年となる日
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

高齢者の悪質商法被害 気づいてシグナル 防ごうトラブル!!

（9月は悪質商法被害防止キャンペーン月間です。）

高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。だます手口は年々巧妙になり、時には複数人で役柄を演じ分けて勧誘し、お金をだまし取ろうとします。少しでもおかしいと感じた時は、お気軽にご相談ください。すでに被害に遭われた方も、隠したり泣き寝入りしたりせず、お住まいの消費生活センターにご相談ください。また、周囲の皆さんによる見守りも大切です。高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見にご協力ください。

【事例】◆悪質商法への注意

≫「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!

⇒その場で判断しない。少しでもおかしいと思ったら、相談する。

≫「身に覚えのない」請求がきた!

⇒相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。絶対に支払わない。

【相談先】◆<新宿消費生活センター>

新宿区内在住・在勤・在学の方が対象です。このページ下部を参照してください。

◆(局番なし) ☎188

※お近くの消費生活相談窓口につながります。



相談員コラム

最近「これ詐欺ではないかしら」「おかしいと思ったので、キッパリ断ったけれど、他の方が被害に遭うのではないか」と思い、「電話をした」という電話をいただくことが多くなってきました。

常にアンテナを張って、新しい情報を得ることは、大切なことです。情報は生き物なので、日々更新していかなければなりません。

ただし、いろいろな悪質商法や給付金詐欺等、情報を

得る機会が多くなって、疑心暗鬼になってしまうのは心身の健康によくありません。そんな時は、お気軽に消費生活センターにお電話ください。相談室は秘密厳守です。

「こんなことで、電話をしていいかわからないけれど」とおっしゃる方もいらっしゃいますが「話をしたことで、頭の中が整理できた。すっきりした」と言っていたこともあります。消費生活に関する相談室ですので、全て対応できるわけではありませんが、どちらかをご案内できることもあります。

商品購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民の皆様のために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎3階

相談日 月～金曜日(祝日等を除く)

▶電話相談=午前9時～午後5時 ▶来所相談=午前9時～午後4時30分

※新型コロナウイルスの感染症の状況によっては、来所相談を休止している場合がありますので、事前に、お問い合わせください。